

台風等による暴風警報等発表時及び解除時等の対応基準

磐田市教育委員会

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
注意報	○登校	○通常通り	○通常通り ・状況に応じて下校
警 報	○自宅待機	○残留 ・状況に応じて下校	○残留 ・状況に応じて下校
解 除	○午前10時前 登校 ○午前10時以後 休校		

※「気象等に関する特別警報」

時刻 情報	家庭	学校・園	
	登校前	午前	午後
特別警報	○自宅待機	○残留	○残留
解 除	○自宅待機	○安全が確認されたのち、下校又は保護者引き渡し	

◎ 原則として学校長・園長が判断する。

【留意点】

- ・ 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合に発表される。
- ・ その他の警報（暴風雪、大雨、大雪、洪水等）が発表され、この基準によりがたい場合には、児童生徒等の安全を第一に考え、学校長・園長の判断により措置を講ずる。この場合、速やかに教育総務課に報告する。
- ・ 停電等が発生し、学校において午前6時30分の時点で電気または水道が不通の場合は、原則休校とする。この場合は、学校・園ごとの措置とし、電気・水道の両方が復旧するまで継続する。停電時の保護者等への連絡については、「いわたホットライン」等、使用可能な連絡手段を用いて行う。
- ・ 電気・水道の両方が復旧し、安全に配慮して学校を再開するにあたり、児童生徒を弁当持参で登校させる場合は、各家庭で用意できる食料（菓子パン、家に備蓄してある非常食等）を持参すればよいことを周知する。
- ・ 保護者引き渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し学府（中学校区）ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校・園の対応を明確にする。
- ・ 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校に関する家庭への連絡は「連絡網」や「いわたホットライン」を利用する。
- ・ 気象状況によっては、教育委員会の判断により対応を「ファクシミリ」、「メール」、「いわたホットライン」等で指示する場合がある。
- ・ 家庭への連絡は、連絡網や「いわたホットライン」を利用する。なお、「いわたホットライン」への登録を随時奨励し、その推進を図っていく。
- ・ 外国籍児童生徒等の家庭には外国籍保護者同士のネットワークを利用するなど、確実に連絡が伝達されるよう体制を整えておく。

【放課後児童クラブについて】

- ・ 登校後、暴風警報が発表された時、放課後児童クラブは開所する。ただし、状況により保護者に早い迎えを依頼する。
- ・ 登校後、特別警報が発表された時、放課後児童クラブは開所する。特別警報が解除され、安全が確認された後、保護者に早い迎えを依頼する。
- ・ 停電等による電気または水道の不通時に学校が休校の時、放課後児童クラブは閉所する。

○ 警報の発表・解除の情報について、各家庭においてテレビやラジオ、インターネット等から情報を入手するよう事前に働きかけておく。